

改 正 案	現 行
<p>関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号） <u>（届出書の記載事項）</u> 第四条の七 <u>令第四十三条の二第四号（保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出の手續）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>一 <u>法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の承認を受ける必要がなくなつた理由</u></p> <p>二 <u>法第五十条第一項の届出に係る場所に外国貨物があるときは、その旨</u></p> <p><u>（届出場所の基準）</u> 第四条の八 <u>第四条の二（届出場所の基準）の規定は、法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）に規定する財務省令で定める基準について準用する。この場合において、第四条の二第一号中「第四条の四第二号」とあるのは「<u>第四条の十（届出書の添付書類）において準用する第四条の四第二号</u>」と、同号及び同条第二号中「<u>外国貨物の蔵置等</u>」とあるのは「<u>保税作業</u>」と、同号中「<u>法第五十一条第三号</u>」とあるのは「<u>法第六十二条（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する法第五十一条第三号</u>」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>（届出書の記載事項）</u> 第四条の九 <u>（省 略）</u></p>	<p>関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）</p> <p><u>（届出書の記載事項）</u> 第四条の七 <u>（保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出の手續）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>一 <u>法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の承認を受ける必要がなくなつた理由</u></p> <p>二 <u>法第五十条第一項の届出に係る場所に外国貨物があるときは、その旨</u></p> <p><u>（届出場所の基準）</u> 第四条の八 <u>第四条の二（届出場所の基準）の規定は、法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）に規定する財務省令で定める基準について準用する。この場合において、第四条の二第一号中「<u>第四条の四第二号</u>」とあるのは「<u>第四条の九（届出書の添付書類）において準用する第四条の四第二号</u>」と、同号及び同条第二号中「<u>外国貨物の蔵置等</u>」とあるのは「<u>保税作業</u>」と、同号中「<u>法第五十一条第三号</u>」とあるのは「<u>法第六十二条（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する法第五十一条第三号</u>」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>（届出書の記載事項）</u> 第四条の八 <u>同 上</u></p>

(届出書の添付書類)

第四条の十 (省 略)

(法令遵守規則の記載事項)

第四条の十一 (省 略)

(承認申請書の記載事項)

第四条の十二 第四条の六(承認申請書の記載事項)の規定は、令第五十条の四第一項第三号(保税工場の許可の特例に係る承認の申請の手続等)に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の六第一号中「令第四十二条第一項第一号」とあるのは「令第五十条の四第一項第一号」と、同条第三号中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業」と、「法第四十三条第六号」とあるのは「法第六十二条(保税蔵置場についての規定の準用)において準用する法第四十三条第六号」と、同条第四号中「法第五十一条第一号イからハまで」とあるのは「法第六十二条において準用する法第五十一条第一号イからハまで」と、同条第五号中「令第四十二条第一項第二号」とあるのは「令第五十条の四第一項第二号」と、「保税蔵置場のうち」とあるのは「保税工場のうち」と、「法第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)」とあるのは「法第六十一条の五第一項(保税工場の許可の特例)」と読み替えるものとする。

(届出書の記載事項)

第四条の十三 第四条の七(届出書の記載事項)の規定は、令第五十一条第二項において準用する令第四十三条の二第四号(保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出の手續)に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の七第一号中「法第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)」とあるのは「法第六十一条(保税工場の許可の特例)」とあるのは「法第六十一条(保税工場の許可の特例)」と読み替えるものとする。

(届出書の添付書類)

第四条の九 同 上

(法令遵守規則の記載事項)

第四条の十 同 上

(承認申請書の記載事項)

第四条の十一 第四条の六(承認申請書の記載事項)の規定は、令第五十条の四第一項第三号(保税工場の許可の特例に係る承認の申請の手続等)に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の六第二号中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業」と、「法第四十三条第六号」とあるのは「法第六十二条(保税蔵置場についての規定の準用)において準用する法第四十三条第六号」と、同条第三号中「法第五十一条第一号イからハまで」とあるのは「法第六十二条において準用する法第五十一条第一号イからハまで」と、同条第四号中「令第四十二条第一項第二号(保税蔵置場の許可の特例に係る承認の申請の手続等)」とあるのは「令第五十条の四第一項第二号(保税工場の許可の特例に係る承認の申請の手続等)」と、「第四条の二」とあるのは「第四条の七(届出場所の基準)において準用する第四条の二」と、「法第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)」とあるのは「法第六十一条の五第一項(保税工場の許可の特例)」と読み替えるものとする。

特例」と、同条第二号中「法第五十条第一項」とあるのは「法第六十一条の五第一項」と読み替えるものとする。

（届出書の記載事項）

第九条の九 令第六十九条の二第四号（認定通関業者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出の手續）に規定する財務省令で定める事項は、法第七十九条第一項（通関業者の認定）の認定を受けている必要がなくなつた理由とする。